

報告第16号

地方自治法第180条第1項の規定により指定された損害賠償額の決定の専決処分をしたことの報告について

上記の報告をする。

平成29年9月11日

提出者 杉並区長 田 中 良

地方自治法第180条第1項の規定により指定された損害賠償額の決定の専決処分をしたことの報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により指定された損害賠償額の決定について、下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

記

番号	相手	概要	賠償金額
			専決処分日
1	荒川区西日暮里一丁目在住 男性	事故日：平成29年3月17日 場 所：杉並区井草一丁目 ・ 庁有車がT字路交差点を直進中、左側から一時停止せずに進入してきた相手方車両と接触し、車両に損傷を与えた。 (都市整備部)	38,550円
			平成29年5月20日
2	杉並区天沼一丁目所在 法人	事故日：平成29年4月11日 場 所：杉並区役所地下駐車場内 ・ 区役所地下駐車場内スロープに駐車していた庁有車を発車する際、車両が後方に下がり、庁有車の後に駐車中の相手方車両と接触し、車両に損傷を与えた。 (都市整備部)	113,447円
			平成29年5月23日

3	狛江市西野川四丁目在住 女性	<p>事故日：平成29年1月11日 場 所：杉並区宮前四丁目</p> <p>・庁有車が道路パトロールの巡回中に交差点に進入した際、右側から一時停止せずに進入してきた相手方自転車と接触し、その際に相手方が転倒し足及び背部を負傷した。</p> <p>(都市整備部)</p>	582,695円
		平成29年6月11日	
4	埼玉県新座市畑中一丁目在住 男性	<p>事故日：平成28年10月22日 場 所：練馬区貫井五丁目</p> <p>・清掃車が練馬中央陸橋交差点で右折車線に進入した際、信号が右折可に変わり、減速しながら進行したところ、前方に停車していた相手方車両に追突し、その際に相手方が首及び背部を負傷した。</p> <p>(環境部)</p>	1,450,000円
		平成29年7月6日	